

第十六回国会
衆議院

水害地緊急対策特別委員会議録第二十二号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)

午後六時四十三分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

○村上委員長 これより会議を開きます。

水害地緊急対策に関する件について議事を進めます。この際各小委員会において起草されました法律案につきましても、御報告の済んでいないものについて御報告を願うことといたします。建設関係等につきましても、北九州水害地建設対策小委員長赤澤正道君より御報告を願います。

○赤澤委員 ただいま議題となりまして昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案につきまして、建設小委員会における本立案の経過について御報告申し上げます。

御承知のように、去る六月下旬より七月上旬にわたって、梅雨前線による大豪雨による西日本の各地に大災害が起りました。この大水害の対策確立のため特に設置されました災害地緊急対策特別委員会におきましては、水害対策につき政府より説明を聴取し、あるいは現地の調査をいたし、その結果、今回の災害の実情にかんがみ、その災害復旧を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他の法律につき特別を設けるなどの特別措置を講じ、もって公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定をはかる必要があると認め、ここにこの法律案を提出いたしました次第でございます。次に、法案の概略について御説明申し上げます。

まず最初に、本法律案の適用範囲についてであります。これはもちろん今回の六月、七月の梅雨前線による異常な大豪雨による災害を考へておるものであります。台風の第二号による災害については、その対策が一応講ぜられておりますので、この法律案の対象には考へておりません。さらに、本法律案を適用する地域は、例年になく大災害をこひつた特定の地域に限定いたす考へであります。本法律案の各条ごとに政令で指定することといたしております。

次に、その特別につきましても、各条ごとに御説明いたします。

第一は、第二条にありますが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例であります。その要点は二点あるものであります。その第一点は、国庫負担率を高率にしたこととでございます。現行法によりますと、国の負担率は地方公共団体の標準税収入の二分の一を越え二倍に達する額に相当する額については四分の三、それ以上は全額というところに相なつております。ところが、これを標準税収入の二分の一に相当する額については十分の八、二分の一を越え標準税収入に達する額までは十分の九、それ以上は全額ということにいたしました。国庫の負担を高率にしたのであります。ただ、ここに申し上げたいことは、この規定は今回の六月、七月の災害のみに適用するもので、この期間以外に生じた災害については、現行法通りの負担率を適用いたすのであります。

また、従いまして、今回の六月、七月に例年になく大災害を受けた地方公共団体に適用して、初めて高率の国庫負担が可能になるようになっております。災害の程度が低いものでは、この特例を適用いたしても、国庫負担率はあまり高率とならぬ場合も生じて参ります。第二点は、応急工事費を災害復旧工事費中に明確にいたしました点でございます。従来の応急工事は、特別の事由がない限り国庫負担の対象にならなかつたのであります。今回の災害は例年になく大災害でありまして、応急工事費も相当の額に達するものでありますから、これを、主務大臣が必要と認める限り、災害復旧工事費として考へるということにいたしましたのであります。

第二は、水防法の特例であります。現行水防法におきましては、水防に要する費用は水防管理団体の負担となつておりますが、今回の災害にあつては、水防に要した費用は膨大なものであり、これをすべて水防管理団体の負担とするのは、被災市町村の財政事情にかんがみ断であると考えます。そこで、水防のために要した費用のうち、資材についてだけは全額国庫負担とするということにいたしましたのであります。

第三は、道路の修繕に関する法令の特例であります。これは、今回の災害によつて国道及び地方道の修繕が必要となつた場合、現行法による国の補助率の三分の一を、本年度に限つて二分の一にしようとするものでござい

ます。第四は、地すべり等についての補助規定であります。今回の大豪雨によつて、特に長崎県地方において地すべり、山くずれ、土砂の崩壊の現象が生じ、はなはだ危険な状態が生じておるのであります。従いまして、これらを防止するために必要な事業を施行する場合においては、現行水防法による沙防事業と同様、三分の二を補助することとしたのであります。

第五は、土木機械の貸付についての特例であります。現在、建設省においては、災害復旧事業を行う地方公共団体に對して、その所有する土木機械を貸し付け、事業促進に大なる役割を果しておりますが、地方財政の窮迫にかんがみ、従来の規定にかかわらず、無償または時価よりも低い対価で貸すことができるようにいたしましたのであります。

第六は、住宅対策といたしましては、その基本方針といたしまして、今次の水害によつて滅失した戸数の二割五分は厚生省関係、五割は公営住宅の建設、残りの二割五分は住宅金融公庫の融資によつて解決いたす方針で、本法案の立案に当たりました。住宅対策は最も緊急を要するものであります。そこで、應急的な措置が講ぜられなければならないのであります。応急の仮設住宅ではその耐用年限がどうしても一、二年に限定されますので、その間に

が必要となつて来るのでございます。

公営住宅の建設は、これを第二種公営住宅に限定いたしまして、その三割に相当する戸数を二十八年度、二十九年度に建設できるようにし、また公営住宅法第八条に規定する国の補助率の三分の二を四分の三に引上げるよう考慮いたしたのでございます。住宅金融公庫に關しましては、一般は、一定の条件にかなうものの中から、抽籤によつて融資を行うことになつておるのであります。今回は現地の財政事情等にかんがみ抽籤を行わないこととし、さらに住宅金融公庫法第二十一条第一項の規定にかかわらず、貸付金の償還期間を三年間延長することとし、貸付の日から三年間は置き期間として借受金の償還を容易ならしめんといたしたのであります。なお、すえ置き期間の三年間につきましては無利子としたし、所存でございましたけれども、住宅金融公庫運営の現状にかんがみまして、これを考慮しないこととした次第でございます。

以上が本法案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、この法案を遂行するにあたりまして、政府にぜひ要望しなければならぬ事項が三、四あるのでございます。お、これを一応読み上げます。なお、この要望書につきましては、各小委員会もあるようでございますので、またあとで語りましてこれを一括するつもりでございますが、一応その要望を読み上げますならば、

第一 地方公共団体の長が法第五条に規定する地すべり等により緊急避難をする必要があると認めた地域に居住する住民に対しては、その住居移築又は、新築に要する費用について、当該地方公共団体は、その全額を貸し付けることができる。この場合における貸付金の全額について地方財政法第五條第一項第二号に規定する起債を認めること。

第二 法第七条に規定する第二種公営住宅の建設に要する費用についての事業主体の負担分に関しては地方財政法第五條第一項第四号の規定により全額起債を認めること。

第三 本法により建設する公営住宅及び住宅金融公庫から資金の貸付を受けて建設する住宅の標準建設費を現行より三割増額すること。

第四 昭和二十八年六月及び七月の大水害により著しく損傷した住宅の補修に必要な費用について、当該地方公共団体は、その費用の全額を貸し付けることができる。この場合における貸付金の全額について地方財政法第五條第一項第二号に規定する起債を認めること。

なお、当該貸付金及び起債の償還については、三年間据置とします。以上を政府に対して要望いたします所存でございます。あわせて御審議をお願いいたします。(拍手)

それから、建設小委員会の中には運輸を含むことになつておりますので、それについて昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に關する法律案を上程いたし、その提案理由の説明を申し上げます。

去る六月下旬から七月までの間に九州、近畿両地方において発生した大水害によつて運輸交通事業の受けた損害は実に大きく、被害金額も地方鉄道軌道において九億七千八百万円、自動車運送事業において一億七千五百万円、合計約十一億円強に及んでおります。これらの交通機関は、その性格がきわめて公共性の強いものであることはいまさらいうまでもございせんが、いわば産業経済の動脈ともいふべきものであります。従ひましてこれらの事業の早急なる復旧こそ、水害地の民生安定及び産業の復興に絶対必要なものであります。しかしながら、施設の大

部分に流失、浸水等により被害を受けたこれらの事業は、担保力においても相当な打撃を受けたわけであります。自力によつて復旧することが困難なものも相當数に上つております。先ほど申し上げましたとき公共性から申して、事業者みずからの力によつて立ち上ることができず、事業を休止または廃止しなければならぬ事態に立ち至ることは、その地方ひいては国全体としましてもゆゆしい問題であらうと存じます。従ひまして、これらの自力によつて立ち上れない地方鉄道、軌道、自動車運送事業に対しては、国としても何らかの援助を与えることが必要であらうかと考えます。

本法案において考えられておりますことは、これら事業に対する国庫補助と融資のあつせんであり、以下その要点について御説明いたします。第一条には補助金の支給について規定しておりますが、本条においては補助の対象として取上げましたものは、地方鉄道、軌道及び路線を定めて運行するバス事業またはトラック事業であり

ますが、補助を受ける資格の発生する場合はきわめて厳格にし、これらの事業を営む者が、その受けた損害を復旧するための資金を得ることが著しく困難なため、当該事業の全部または一部を休止し、または廃止すべき事態に立ち至つた場合に、その休止または廃止が当該地域における民生の安定及び産業の復興に著しい障害を与えたと認めるときに限つております。

また、融資のあつせんにつきましては、政府として、その所管事業の発展のために、融資について努力すべきはもちろんであります。なお前述の事業に対する融資については一段の努力を尽すべきことを命じまして、第五条に規定を設けております。

大体これに該当いたします諸会社の資本金を調べてみましたところ、きわめて小規模の会社でございます。その大被害を受けたところの会社の半数以上は、資本金一千万円に足らざるいわゆる中小企業なのでございます。こういう中小企業等が、もう立ち上る気力も失つて、レール等を売り飛ばすというやうなことがあつては、まことに寒心でございます。従ひまして、とにかくいつた企業にさうに息を吹き返させるためにも、ある程度の助力を国から与えなければならぬというのを意味いたしたのでございます。

この法案をもちまして御審議の上、すみやかに御可決をお願いいたします。(拍手)

○村上委員長 次に通産関係等につきまして、北九州水害地通商産業対策小委員長熊谷憲一君より御報告を願います。

通商産業小委員会でも最も問題になりました点は、中小企業に対する金融の問題であります。すなわち、水害を受けた中小企業者再建のために十分なる資金措置をなすとともに、預託された資金が円滑にかつ迅速に中小企業者に渡るといふ点であります。水害後政府が、中小企業者その他に対する金融措置をいたしまして、金融機関に預託された資金は二十五億円でありまして、このほか開発銀行に十億五千万円、そのうち五億円は石炭産業向けであり

ます。当初におきましては右政府の預託した金が動かないので、その対策として、政府は、銀行が貸し出した金が回収できないで損失を受けますときに、その損失を補償するやうな立法をつくつてはどうであるかというやうな強い意見が出たのであります。それに関しましては前例もありませんし、国の負担を考へるときにいろいろ考慮する要があるとの理由で、できるだけ現行の中小企業信用保険の制度を利用すべきであるとの結論に達しましたので、先般改正になりました中小企業信用保険法に対する特別立法をなすことにいたしましたのであります。すなわち、本年六月及び七月における大水害によつて損失を受けた中小企業者に対する再建資金については、現行中小企業信用保険法の規定にかかわらず、政府は保険価格の百分の九十を支払うことになつております。それによつて、金融機関が中小企業者に対して貸付回収ができな場合は、その百分の九十の保証を受けることになり、安んじて貸

○熊谷委員 通商産業小委員会担当事項の審議の経過及び結果を簡単に御報告いたします。

通商産業小委員会でも最も問題になりました点は、中小企業に対する金融の問題であります。すなわち、水害を受けた中小企業者再建のために十分なる資金措置をなすとともに、預託された資金が円滑にかつ迅速に中小企業者に渡るといふ点であります。水害後政府が、中小企業者その他に対する金融措置をいたしまして、金融機関に預託された資金は二十五億円でありまして、このほか開発銀行に十億五千万円、そのうち五億円は石炭産業向けであり

ます。当初におきましては右政府の預託した金が動かないので、その対策として、政府は、銀行が貸し出した金が回収できないで損失を受けますときに、その損失を補償するやうな立法をつくつてはどうであるかというやうな強い意見が出たのであります。それに関しましては前例もありませんし、国の負担を考へるときにいろいろ考慮する要があるとの理由で、できるだけ現行の中小企業信用保険の制度を利用すべきであるとの結論に達しましたので、先般改正になりました中小企業信用保険法に対する特別立法をなすことにいたしましたのであります。すなわち、本年六月及び七月における大水害によつて損失を受けた中小企業者に対する再建資金については、現行中小企業信用保険法の規定にかかわらず、政府は保険価格の百分の九十を支払うことになつております。それによつて、金融機関が中小企業者に対して貸付回収ができな場合は、その百分の九十の保証を受けることになり、安んじて貸

○熊谷委員 通商産業小委員会担当事項の審議の経過及び結果を簡単に御報告いたします。

通商産業小委員会でも最も問題になりました点は、中小企業に対する金融の問題であります。すなわち、水害を受けた中小企業者再建のために十分なる資金措置をなすとともに、預託された資金が円滑にかつ迅速に中小企業者に渡るといふ点であります。水害後政府が、中小企業者その他に対する金融措置をいたしまして、金融機関に預託された資金は二十五億円でありまして、このほか開発銀行に十億五千万円、そのうち五億円は石炭産業向けであり

ます。当初におきましては右政府の預託した金が動かないので、その対策として、政府は、銀行が貸し出した金が回収できないで損失を受けますときに、その損失を補償するやうな立法をつくつてはどうであるかというやうな強い意見が出たのであります。それに関しましては前例もありませんし、国の負担を考へるときにいろいろ考慮する要があるとの理由で、できるだけ現行の中小企業信用保険の制度を利用すべきであるとの結論に達しましたので、先般改正になりました中小企業信用保険法に対する特別立法をなすことにいたしましたのであります。すなわち、本年六月及び七月における大水害によつて損失を受けた中小企業者に対する再建資金については、現行中小企業信用保険法の規定にかかわらず、政府は保険価格の百分の九十を支払うことになつております。それによつて、金融機関が中小企業者に対して貸付回収ができな場合は、その百分の九十の保証を受けることになり、安んじて貸

付ができるということになります。これ、金融の円滑、迅速をはかることができるわけであり、また再建資金の借入れによる債務の保証にかかる法第九條の二の保険関係におきましては、百分の七十という特例を設けることにいたしました。また保険料率は、現行の百分の三を百分の二に減額し、その二分の一以上は地方公共団体が補給することとしたし、中小企業者の負担の軽減をはかつたのであります。右によつて損失補償にかわるものとすると同時に、多少でも中小企業者の負担の軽減をはかつたのであります。右は小委員会で全員一致で可決されたものであります。

次には、中小企業者に対する利子補給につきましては強い要望がありまして、農林業者に対しては相当の補助があり、また利子補給等の措置が講じてあるのに、中小企業者に対しては利子補給の立法をなさないので片手落ちであるという強い意見がありました。このため、中小企業者の中で最も小さなもの、法律にありまするように二十万円以下の貸付金につきましては、この際五分の利子を県が補給いたしました。場合においては、政府がその二分の一を補給するという法律をつくつたのであります。これも全員一致で通過いたしましたのであります。

あるようであります。これを、水害を受けた中小企業者に、時価から五割以内を減額した価格で譲渡し、また水害を受けた中小企業者の機械と交換することができ、その代価の支払いは十年以内の延納の特約を許すことにいたしましたのであります。またすでに、国有財産措置法によりまして、国有財産の譲渡、交換を受けた中小企業者に対しては、水害を受けた場合におきましては、その救済の規定を三条、四条に盛り込んであります。この法案につきましても、小委員会では全会一致で可決いたしましたのであります。次に、水害地域における自動車競技法の特例に関する法律案でありまして、昭和二十八年六月及び七月における大水害を被つた政令で指定する地域内にある地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに自動車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により開催する自動車競走については、そのうちの一回を限り、当該競争に係る同法第十條第三項に規定する納付金は、これを納付することを要しない。という法案であります。これを全会一致で可決いたしましたのであります。

次に、この小委員会におきまして、要望事項が四つばかりあるのであります。要望事項の第一は、今回の西日本水害により中小企業業者は甚大なる損失を蒙つてゐる。参議院においては先般国民金融公庫一〇億円、中小企業金融公庫（開発銀行）二〇億円の新規融資を申入れたが、これを最低として政府はこれら罹災者の復興を助けるため、資金需要のある限り別枠の低利資金を豊富に供給し、一般中小企業に支障を与へることなく災害地の復興に資するよう特段の措置を講じられたい。次に要望事項の第二であります。第二は、地方公共団体の災害復旧に要する負担増加見込額及び地方税減収見込額を速かに調査し起債の追加と共に特別平衡交付金の増額を為すこと。というのであります。特別平衡交付金は、御承知のように、一般平衡交付金の八割の制約があり、またこの八割は必ずしも災害だけでは限定されていないのであります。この金額では、今回の大水害に対処することのできないことは明らかであります。また起債も同様であります。従つて、この際特別災害財政補助金制度を設けて、地方団体の今次の水害によつて生じた財政収入の減少または財政需要の増大による財源の不足を補うがごとき立法をなすべしという強い意見があつたのであります。これにつきましては、平衡交付金制度がある以上、これを活用すべしとの意見があつたのであります。しかるに、この平衡交付金の八割を動かすにつきましては、その金額が明らかでありませんので、今回はむしろ立法を見合せまして、次の議会におきまして万全を期することを政府に要望することにいたしましたのであります。

第三は、罹災者に対し税の減免並びに徴収猶予等の措置を講ずること。これは別段御説明は必要でありませんが、ある委員から所得税法を改正して猶予期間を三年とせよとの意見があつたのであります。現行法雑損控除の規定によりまして相当救済することができまので、要望だけいたしました次第であります。次は要望の第四であります。今回の水害のため緊急に復旧を要するもの相当数あり、これが対策として次期国会において特別災害復旧特別会計に一般会計又は資金運用部より借入ができるよう立法措置を講ずると共に補正予算の際必要な資金を特別会計に繰入れること、又一般貸付に對しても次期国会において資金運用部から災害復旧事業団に對し所要資金の融資を行ひ得るよう措置すること。これが第四の要望事項であります。以上、はなはだ簡単であります。御報告申し上げます。慎重審議の上すみやかに御賛成をお願い申し上げます。

○村上委員長 次は、農林関係につきまして、北九州水害地農林対策小委員長より、前回の報告について補足的に報告のため発言を求められておりますので、この際御報告を願うことといたします。網島正興君。○網島委員 前回一度御報告申し上げましたが、その後重ねて小委員会を開きました。前回の報告を修正いたしました等の事項がございますし、なお明らかになつた事項等もございますので、付言を申し上げておきたいと存じます。実はお手元に配付してあります昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案、その案文の第三條の十三号、十四号というものは、前回においては削除と相なつておつたのでございますが、重ねて小委員会を開きました結果、諸般の事情にかんがみまして、これを削除しないことと取り決めましたので、さよう御了承を賜わりたいと思ひます。（拍手）なお、同法案の第二條二ページの六行目「政令で定める水産物」というものの中には、海藻を含めることということに小委員会において申合せをいたしましたので、その旨御了承を賜わります。なお、七行目の末端及び八行目におたりまして「漁網その他政令で定める施設が流失し、損壊した等のため」というこの「政令で定める施設」の中には、養殖場及びその施設を含む旨の申合せをいたしましたので、その点を御了承賜わりたいと存じます。なお、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の三「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害による農地等の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は」という下に、「政令で定める事業費につき」という条項を差入れることに申合せいたしました。これは法案の改訂ではございせん。差入れたるものの意味において御解釈を願うという意味であります。なおまた、本法の四、同一ページのしまいから二行目でございますが、「開拓地における農業者の共同の利用に供する施設」というのは、開拓地の入植施設及びその開拓地における農業者の共同利用に供する施設という意味であるということに御了承を賜わります。

なお、この一番末行の末段、「水産動植物の繁殖施設」ということの中には、養殖場を含むものと解釈することに申し合せたのであります。

なお、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案、この法律案におきましては、第五条を削除することに小委員会においては申し合せをいたしました。

以上をもつて終ります。

○赤澤委員 先ほど提案いたしました法律案の正誤の表がありますが、見本がないために、ここで私は、この正誤の事項について一応その経過を説明いたしまして、御了解を求めたいと思ひます。

この第一の四ページの一行から五行までは削るべきの誤りというのでございしますが、これが一番問題になりました、いわゆる負担法の適用のない事業、府県にあつては十五万円以下、町村にあつては十万円以下というこの条項に該当をいたします。これにつきましては、長時間にわたつて審議いたしました結果、結論が出ない。なぜかと申しますならば、これをやることによつて件数が五割ふえる。現在公共災害の対象となるものが大体七万件であつて、これを加えました場合には十万件以上に達する。にもかかわらず、これに要する費用というものは全被害額の五割であるが、これは旅費その他の雑費に食われてしまつて、町村に渡る金額が非常に少なくなつて不利ではないかということから、これを特別災害引当の特別平衡交付金あるいは補給金によるべきであるという結論に達しました。私が御指名によつてその交渉の任

に當つたのでございます。そのときに、私はまず建設大臣にお目にかつた。建設大臣は、もつともである、この条項を減らすならば、災害総額の五割の補給金は、これは今日の予算のわくでなくして、別途来るべき機会において予算措置をしてもいいというふう

に私に言われたのでございします。この金額は、大体今日では公共土木施設の被害総額は三百億と一応見られておるのでありますから、その五割という十五億に当ります。つまり十五億を政府がひもつきでこの災害引当の交付金とすることによつて、この正誤表に

おるのでございします。これは建設大臣が建設常任委員会でも理事会でも明らかに言われたのであります。が、やはり、今日自治庁の長官並びに大蔵大臣とこの補給金について別途考慮すべき検討中である、自分の責任においてやるといふことを明言されておるのであります。さらに私昨日この交渉にあたりまして、自由党の政調会におきまして、政務調査会副会長前尾君との問題について話し合つたのでございします。そのときに、前尾副会長は、もし

そういうふうな正誤ができるならば自分は賛成である、十五億という金額もそのときに提示いたしましたところ、これも賛成であるといふことを言われましたが、これにつきましては、証人は当委員長にお願いいたします。さらに本日は、政務調査会長であるところの池田勇人氏にお目にかつたのであります。そのときにおきまして、やはりこういう少額の災害を一々査定することは煩雑である、それにかわるに

そういう特別交付金をつけるということとは自分も賛成であるといふことを言われまして、私も、むしろ大蔵大臣及び地方自治庁の長官にここにおいてを願つて、これについての決心を御披露願ひたいという気持ちを持つておりましたけれども、時間がございせん

でその機会を逃しました。が、やはり、来るべき機会に、早くこの席におきましてこの方々の承認を得たいと考えておるものであります。なお、これは非公式ではあります。池田政調会長に会

見いたしました際にも、やはり委員長がおいでになりましたことを申し添えておきます。さらに第四条を全面的に訂正いたしております。第四条をなぜこういうふうにいたしましたかと申しますと、当初の案においては、これは府県道でありまして、国道の面が落ちておることを発見いたしましたのでございします。国道もいふんたんでございまして、その補修に要する費用はかなりの額に上ります。が、大体、地方におきましては、御承知の通り非常に地方財政が苦しいのでございします。こういうふうな一ぺんに

たぐさんの道路の補修箇所ができました場合には、相当高額の補助を国においていたさない限りはこれが復旧をしないといふことで、あわせて国道の補助をも含めしめた意味でございす。終りにあたりまして、実に長い間連日連夜討議せられました小委員会の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

○田中（裕）委員 委員長に質問いたしますが、この県工事、市町村工事のことですが、これを削除するためには、特別災害平衡交付金の措置において完全な補償が得られるということと条件

としております。今の御報告によりますと、建設大臣においては、そういうことを保証したように承りました。が、予算措置についてはやはり大蔵大臣が主管大臣でありますから、大蔵大臣の言葉をとつて、それが速記録か何かに残つていなければちよつと安心ができ

ないのではないかと思います。が、小委員長の御所見を伺いたい。

○赤澤委員 先ほど申し上げましたように、この委員会開会の間近にたいへんごた／＼いたしましたために、機会がなくて大蔵大臣をつかまえることができなかったわけでございます。しかしながら、及ぶ限りのギャランティをとるべく、私といたしましては走りまわつたつもりでございします。どうかお許しをお願いいたします。

○田中（裕）委員 時間の関係もありまして、大蔵大臣がすぐここに来てもらふことができれば、委員長は大蔵大臣を呼んでもらいたい。

○村上委員 田中君へ申し上げます。本会議のベルが鳴るかもしれませんで、早くこの委員会を一応あげたいと思ひます。別に御質疑はありませんか。——御質疑はないようでありますから、小委員会の案についての質疑を終了いたします。なお討論の通告もありませんから、討論は省略いたします。速記をとめて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

○村上委員 速記を始めて。

七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案について御決定を願います。

それではお諮りいたします。本四法律案に御異議はありませんか。本四法律案に御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本四法律案は、全会一致をもつて当委員会の成案と決定いたしました。

次に、通商産業対策小委員会において起草されました四法律案、すなわち昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する固有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自動車競技法の特例に関する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について御決定を願います。

お諮りいたします。本四法律案に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本四法律案は、全会一致をもつて当委員会の成案と決定いたしました。

次に、建設対策小委員会において起草されました二法律案、すなわち昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案について御決定を願うことといたします。

お諮りいたします。本二法律案に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本二法律案は、全会一致をもつて当委員会の成案と決定いたしました。

以上をもちまして、各小委員会において起草されました十六法律案は、いずれも全会一致をもつて当委員会の成案と決定いたしました。

この際、建設対策小委員会の成案として提出した各法律案の提出方法についてお諮りいたします。お申合せによりまして、各案は、当委員会提出の法律案として、規則の定めるところにより委員長より議院に提出するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。先刻当委員会において起草提出することに決しました各法律案の案文につきまして、立法技術上の字句の整理を要するものがありまして、その整理は、先例によりまして委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次に、先刻の通商産業対策小委員長の提案にかかる政府に対する要望事項についてお諮りいたします。本要望事項に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本要望事項は決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

次に、政府に対する要望及び申入れ等に関して、各委員より発言を求められお諮りします。順次これを許します。田淵光一君。

○田淵委員 ただいま当委員会が全会一致をもつて可決されました各案について、この際左の決議を付したいと思ひます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法外十五件が適用せらるべき地域にして市町村の全部又は一部が被害甚大のため復旧再建困難と認められ、その地域に居住する住民が生活不能のため他の地域に移住入植、移民等を希望する場合は、国は、これらに対する補助救済等に関し、予算上特に優先せしむべく措置すべきである。

右決議する。

以上の決議を本委員会全員一致の御賛同を賜わり可決されたく、右決議を提出いたします。

○村上委員長 ただいまの田淵君提案の要望事項についてお諮りいたします。田淵君提案の要望事項に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本要望事項は決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

次に、滝井義高君。

○滝井委員 厚生委員会の申入れ事項をこの際追加をしておきたいと思ひます。

一、災害救助法に基く救助基準中炊出費を一人一日八十円に増額すること。

二、支出費の限度額について、住家の流失、全壊の場合と、半壊、床上浸水の場合との間に中間基準を設定すること。

三、生業資金の貸付の対象を全壊流失戸数の六割を限度として三万円以内とする。

四、被災労働者の救助に資するため、政府資金を、県を通じて二億三千万円程度労働金庫に預託すること。

五、私立学校施設の復旧に対する補助金は、私立学校法第五十九条に準拠して二分の一の補助をなすこと。

六、残余の二分の一の金額については、私立学校振興会に対する出資金について別途に予算措置を講ずること。

以上は参議院の委員会とも一致して申入れ事項でございます。以上報告いたします。

○村上委員長 ただいまの滝井君提案の要望事項についてお諮りいたします。滝井君提案の要望事項について御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて本要望事項は決定いたしました。

した。

この際、先刻決定いたしました政府に対する申入れ要望事項等は、いずれも文書をもつてこれを政府に送付することとし、その案文の整理及び手続等は委員長に御一任を願います。

この際から皆さんにごあいさつ申し上げます。当委員会が成立して以来、この炎暑にもかかわらず、委員諸君には、連日連夜にわたりまして、被害者の心境を深く銘記しながら、まづたく超党派的に御熱心にこの審議を進めていただきました。あらゆる方面に困難であつたと思われ、十六法案を無事に決議いたしました。これは、まことに被害地の被害者の上にとりましては無上の喜びと存する次第であります。特に不敏不徳であります私を何れとなく御援助いただきました。この法案が決議に至りましたことは、厚くお礼を申し上げます。なお、私どもは、閉会後も現地の調査を再びいたしました。いろいろと被害者の窮状等を聴取いたしました。今後に出したと存する次第であります。法案決議終了に際しまして、一言皆様にお礼のごあいさつを申し上げる次第であります。

この際暫時休憩いたします。

午後七時五十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案

五

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)における災害救助に關し、特別の措置を講じ、もつて民生の安定と被害地域の復興に資することを目的とする。

(救助に要した費用に対する国の負担)

第二条 被害地域に係る県が、昭和二十八年六月一日(政令で指定する被害地域に係る県にあつては同年七月一日)から災害救助法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)の施行の日以前までの間に、水害に關する救助のため、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、その費用については、当該県が災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第三十三条第一項の規定により支弁した費用とみなし、同法第三十六條の規定を適用する。

一 応急仮設住宅の供与、飲料水の供給及び災害にかかつた者の救出に要する費用

二 前号及び災害救助法第二十三條に規定する救助の事務を行うのに必要な費用

三 第一号及び災害救助法第二十三條に規定するもの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する費用

(国の負担に關する特例)

第三条 被害地域に係る県については、昭和二十八年年度に限り、災害救助法第三十六條中「千分の二」と

あるのは「千分の一」と読み替えて、同條の規定を適用するものとす。

(政令への委任)

第四条 この法律に規定するものを除く外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)における伝染病の予防、伝染病院及び隔離病舎等の災害復旧、簡易水道の災害復旧及び布設並びに汚物の処理等に關し特別の措置を講じ、もつて被害地域における公衆衛生の保持に資することを目的とする。

(伝染病予防法の特例)

第二条 政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日まで(水害による伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第二十一条第一項第四号に規定する施設に關しては昭和三十年三月三十一日まで)の間

に、水害のため同法第二十一条の規定により支弁した費用(同法第十九条第二項に關する諸費を除く。)については、同法第二十四条の規定にかかわらず、同條中「三分ノ二」とあるのは「全額(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法(昭和二十八年法律第 号)第一条ニ規定スル水害ニ因ル第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五)と読み替えて、同法第二十四条の規定を適用する。

2 伝染病予防法第二十五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する期間内に、被害地域に係る県が水害のため同法第二十二條の規定により支弁した費用及び被害地域の同法第十九条第二項に規定する市が水害のため同項に關し支弁した費用については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替え、前項に規定する被害地域の市町村が水害のため支弁した費用に對し当該県が同法第二十四条の規定により支出した費用については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ一」と読み替えて、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法(昭和二十八年法律第 号)第一条ニ規定スル水害ニ因ル第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四)と読み替えて、それぞれ同法第二

十五條第一項の規定を適用する。

3 第一項の場合において、起算日を昭和二十八年六月一日とする市町村及び同年七月一日とする市町村は、政令で定める。

(簡易水道の復旧及び布設に關する補助)

第三条 国は、政令で指定する被害地域において、市町村が設置する簡易水道が水害を受けた場合又は従来住民に使用されていた井戸、流水、湧き泉等の水源若しくは給水施設が水害によつて破壊され、その復旧が困難で、これを放置することが公衆衛生上著しく支障がある場合に、当該市町村が昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日まで(昭和二十九年三月三十一日まで)の間に、簡易水道の復旧又は布設をしようとするときは、予算の範囲内において、その復旧又は布設に要する費用の二分の一を当該市町村に補助することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(汚物処理等に關する補助)

第四条 国は、政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から、左の第一号に該當する場合にあつては昭和二十九年三月三十一日までの間に、左の第二号又は第三号に該當する場合にあつては昭和三十年三月三十一日までの間に、それぞれ、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、昭和二十八年年度又は昭和二十九年年度において、予算の範囲内において、その費用の三分の二を当該市町村に補助す

ることが出来る。

一 尿の処理に要する費用

二 公共便所又は尿の処理のために必要な尿貯り、尿槽、尿槽換所その他政令で定める尿処理施設の設置に要する費用

三 水害による腐敗焼却場又は火葬場の災害の復旧に要する費用

2 第二條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(政令への委任)

第五条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に對する資金の貸付及び補助に關する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に對する資金の貸付及び補助に關する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)において国民健康保険を行う保険者に対し、貸付金の貸付及び補助金の交付を行い、もつて被害地域における国民健康保険事業

の円滑且つ健全な運営に資することを目的とする。

(貸付金の貸付)

第二条 国は、前条に規定する被害地域において国民健康保険を行う保険者(特別国民健康保険組合を除く。以下同じ。)で、昭和二十八年六月一日(政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日)から六箇月間に保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ。)又は一部負担金を減免したものが、左の各号に掲げる要件を具備するとき、は、当該保険者に対し、国民健康保険事業の経費に充てさせるため、昭和二十八年年度に限り、予算の範囲内において貸付金を貸し付けることができる。

一 水害のため、当該国民健康保険の被保険者に係る市町村が、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の適用を受けたこと。

二 昭和二十八年六月一日(政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日)から六箇月間に減免した保険料の額(以下「保険料減免額」という。)が、昭和二十八年五月末日現在において調査決定していたその年度の保険料の額の百分の十に相当する額以上であり、且つ、二十万円以上であること。

(貸付金の額)

第三条 前条の規定による貸付金の額は、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の八十に相当する額以内の額とする。

(貸付条件)

第四条 第二条の貸付金の償還期限は、貸付金の貸付を受けた年度の翌年度の初日から十五年(当該翌年度の初日から五年間の据置期間を含む。)以内とし、年利五分五厘の元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより償還するものとする。

2 貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の翌年度の初日から五年間とし、据置期間中は、無利子とする。

(年賦金の支払猶予)

第五条 国は、災害その他特別の事由により年賦金の支払が著しく困難となつた保険者に対し、その年賦金の支払を猶予することができる。

(貸付金の一時償還)

第六条 国は、貸付金の貸付を受けた保険者が、左の各号の一に該当する場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該保険者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

一 この法律に基く貸付金の貸付の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二 第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

三 年賦金の支払を著しく怠つたとき。

四 事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

五 前各号に掲げる場合の外、正

当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

(報告及び検査)

第七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事務所に立ち入り、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適用除外)

第八条 この法律による貸付金については、国民健康保険法(昭和二十三年法律第六十号)第二十六条第二項及び第三十七条ノ六第二項の規定は、適用しない。

(補助金の交付)

第九条 国は、昭和二十八年年度に限り、予算の範囲内において第二条から第四条までの規定により貸付金の貸付を受ける保険者に対し、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の二十に相当する額以内の額を補助金として交付することができる。

(厚生大臣の権限の委任)

第十条 この法律の施行に關し、厚生大臣の権限に屬する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行う。(政令への委任)

第十一条 この法律に規定するものを除くの外、貸付金の貸付及び補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に關する法律案 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に關する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)における失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号。以下「法」という。)の適用を受ける事業所(以下「事業所」という。)が水害を受けその事業の全部又は一部が停止されたため、当該事業所の事業主に雇用される失業保険の被保険者が休業し、且つ就労することができない状態にある場合、当該被保険者の生活の安定に資するため、法の適用に關し特例を定めることを目的とする。

(失業保険法の特例)

第二条 被害地域にある事業所の事業主が、その事業所が水害を受けたため、やむを得ず、事業所の事業の全部又は一部を停止する場合

において、その事業所に雇用されている失業保険の被保険者(法第三十八条の三第一項の被保険者及び法第三十八条の四第一項の認可を受けた被保険者を除く。)であつて、その被保険者であつた期間が直接水害によりその事業の全部又は一部を停止した日以前一年間に遡算して六箇月以上であつた者については、その者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで(政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで)の間、その事業の停止により休業した場合には、その休業を法第三条第二項の離職とみなし、当該休業した者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで(政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで)の間、その事業の停止により休業した場合(当該事業の停止により休業したにもかかわらず賃金又は手当の支給のある場合を除く。)には、その状態を、法第三条第一項の失業とみなし、法を適用する。

2 前項に規定する休業をした者については、法第十一条の規定にかかわらず、その事業所に再び就業した日を、同条の事業主に雇用された日とみなす。

3 第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる者が、同項の規定により失業したものとみなされた期間に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、命令の定め

るところにより、公共職業安定所に出頭し、且つ、同項に規定する休業者であることの証明書を提出して、失業の認定を受けなければならぬ。

4 前項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受ける者については、法第十九条の規定にかかわらず、その者につき失業したものとみなされた日以後において、失業保険金を支給しない期間は、同項の認定を受けた失業の期間の最初の七日とする。

5 第三項の失業の認定に係る失業保険金は、法第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該失業の認定を受けた日から一週間以内に、当該失業の認定を受けた日以前の当該失業の認定に係る失業の期間分を支給するものとする。

6 第一項の規定により支給する失業保険金は、法第二十条に規定する百八十日分に含まれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行し、この法律施行前の第二条第一項に規定する休業に関する特別措置法

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害を受けた政

令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において実施される失業対策事業に特別の措置を講じ、もつて失業者の生活の安定に資することを目的とする。

(国の負担割合の特例)

第二条 昭和二十八年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、被害地域において、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に基づき地方公共団体等が実施する失業対策事業に要する経費については、国は、他の法令の規定にかかわらず、労働大臣が大臣と協議して定める算定基準に従い、左表の上欄に掲げる経費の種目につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる割合で負担する。

経費の種目	割合
労力費	五分の四
資材費	二分の一
事務費	五分の四

附則

この法律は、公布の日から施行し、政令の定めるところにより、被害地域において昭和二十八年六月及び七月に実施された失業対策事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

県は、昭和二十八年六月から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害により、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。）における学校給食の用に供するために食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百五十八号）附則第二項の規定に基づく政令に基き政府が売り渡した小麦粉及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）附則第二項の規定に基き輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクであつて流失、埋没等のために使用できなくなつたものについて、政令で定める基準に従つて、その損失を補償するものとし、国は、県が当該損失補償に要する経費について、主務大臣の定めるところにより、その全額を補助する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた水害（以下「水害」という。）によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する法人に対し、農林漁業経営、農林漁業施設の災害復旧等に必要資金の融通を円滑にする措置を講じてその経

営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農業者」とは水害によりその栽培する農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨、水害によりその耕地若しくはその生産に直結する家屋その他政令で定める施設が流失し、埋没した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する家畜若しくは家きんが流失し、へい死した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた農業者をいい、「被害農業者」とは水害によりその生産する鮮魚その他政令で定める林産物が流失した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する炭がまその他政令で定める施設が流失し、埋没した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた農業者をいい、「被害農業者」とは水害によりその生産する魚類、貝類及び政令で定める水産物が流失し、埋没し、腐敗した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する漁船、漁網その他政令で定める施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた漁業者をいう。

2 この法律において「被害組合」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合であつて水害によりその所有し又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けた者をいう。

3 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）又は金融機関が被害農業者、被害農業者又は被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）に対し、種苗、肥料、薬剤、薪炭原木、稚魚、稚貝等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金（農林漁業用施設の復旧資金を除く。）で昭和二十九年三月三十一日まで貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円のいずれか低い額の範囲内のものであること。

二 償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三 利率が政令で指定する地域（以下「指定地域」という。）における被害農林漁業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は年五分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

4 この法律において「施設復旧資金」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 組合又は金融機関（農林漁業金融公庫を除く。以下同じ。）が被害農林漁業者に貸し、農林漁業用施設であつて政令で定められるものの災害復旧に必要な資金

対し貸し付けた建物共済資金（農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基く建物共済に係る保険金の支払のため必要な資金で償還期限五年以内及び利率年六分五厘以内の条件で貸し付けられるものをいう。以下同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

十四 都道府県が、農林中央金庫

その他の金融機関との契約により、当該金融機関が前号の農業共済組合連合会に対し建物共済資金を貸し付けたことによつて受けた損失を当該金融機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

前項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の契約には、左の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」と総称する。）は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該

融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 第一項第五号から第八号まで、

第十一号、第十二号及び第十四号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の資金の総額は、百億円を限度とする。

二 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号、第十号及び第十三号の経費については当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の経費については当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号

までの経費につき、経営資金の貸付の利率が第二条第三項の規定により年五分五厘以内に定められていた資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、経営資金又は施設復旧資金の貸付の利率が同条第三項又は第四項第一号の規定により年三分五厘以内に定められていた資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条 第三条第一項の規定により

補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた場合に応じて政府に納付しなければならない。

三 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付し

なければならない。

（補助金の打切又は返還）

第六条 政府は、都道府県若しくは

その補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができ。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

五 第三項の大水害によつて必要を

生じた災害復旧の事業で、災害にかつた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること及び原形に復旧することが不可能な場合において当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするものうち、一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものについては、県が当該事業の事業費の十分の九を補助するものとし、国は、その補助に要する経費の全部を補助する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害（以下「水害」という。）による被害農家が食糧に供するため必要

とする米麦の売渡についての特別な措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀、大麦、はだか麦又は小麦(以下「米麦」という。)を生産する農家であつて水害によりその生産に係る所有米麦につき流失、埋没、腐敗等のため著しい被害を被つた旨の都道府県知事の認定を受けた者をいう。

2 前項の認定は、市町村長の申請により行ふ。

(米麦の売渡)

第三条 都道府県は、市町村を通じて被害農家に対し、自家消費量を基準とし損害の程度を参し、やうして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すものとする。

2 政府は、前項の規定により都道府県が被害農家に売り渡すために必要な数量の米麦を農林省令の定めるところにより売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条第二項の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の当該米麦の購入価格が米穀については玄米(三等)一石につきおおむね七、五〇〇円となるように、大麦、はだか麦及び小麦については政府の買入価格とは同一の価格となるように農林大臣が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月から七月までの間に生じた水害(以下「水害」という。)によつて損失を受けたたばこ耕作者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定を図るため、日本専売公社(以下「公社」という。)が当該資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二条 公社は、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が左に掲げる者に対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするところによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

一 水害によつてたばこ乾燥場に損害を受けた者である旨の公社の認定を受けたたばこ耕作者でその復旧のために必要な資金の融通を受けようとするもの

二 水害による葉たばこの減収が平年におけるその収穫量の百分の三十以上である旨の公社の認定を受けたたばこ耕作者で肥料、薬剤等の購入その他たばこ

耕作に必要な資金の融通を受けようとするもの

三 第一号又は前号に規定する者の加入する農業協同組合で、その者に対し第一号又は前号の資金を融通しようとする農業協同組合

2 前項の規定により公社と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和十四年三月三十一日以前のものでその利率が、政令で指定する地域における前項第一号若しくは第二号に規定する者(以下「指定地域内の者」と総称する。)又は指定地域内の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年三分五厘以内、政令で指定する地域外における前項第一号若しくは第二号に規定する者(以下「指定地域外の者」と総称する。)又は指定地域外の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年六分五厘以内のものに限る。

3 公社が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、二億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三条 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前条第一項の規定による契約に基いて公社が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした同条同項の融資(以下「融資」という。)の総額の百分の四十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四条 第二条第一項の規定による契約に基いて公社が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し、指定地域内の者又は指定地域内の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年八分、指定地域外の者又は指定地域外の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年五分の割合で計算した金額とする。

(償還の保全及び回収)

第五条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けな損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により公社から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を公社に納付しなければならない。

(法守等の違反に対する措置)

第六条 公社は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第二項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部を返還を命ずることが出来る。

(施行規定)

第七条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

昭和二十八年六月及び七月における水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律案

第一条 この法律は、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月及び七月における大水害によつて損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)の規定の特例を定めるものとする。

(保険金額及び保険金)

第二条 再建資金の貸付(相互銀行

法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を含む。）であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価格に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2 再建資金の借入（給付の受領を含む。）による債務の保証であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の第二項の保険関係においては、法第九条の第二項及び法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済（給付の場合には、払込。以下同じ。）をした借入金（給付の場合には、掛金。以下同じ。）の額から指定法人がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（指定法人が

借入金の外利息についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額（給付の場合には、総払込額）に対する割合を乗じて得た額）を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

3 再建資金の借入につきしたことになる債務の保証であつて昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の第六項の保険関係については、前項の規定を準用する。この場合において、「法第九条の第二項及び法第九条の四」とあるのは、「法第九条の六第二項及び法第九条の七第一項において準用する法第九条の四」と読み替へるものとする。（保険料）

第三条 保険料の額は、法第五条（法第九条の五第一項及び法第九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 地方公共団体は、前項の保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。（中小企業信用保険特別会計の損失のてん補）

第四条 政府は、この法律の規定により支払つた保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎会計年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地方公共団体の区域内に事業所（作業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者（政令で定める者に限る。以下「中小企業者」という。）で、水害により、その事業所及びその所有する機械又は器具（以下「機械等」という。）につき被害を受けたもの（以下「被害中小企業者」という。）に對しては、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産のうち機械又は器具（以下「固有の機械等」という。）を、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した対価で譲渡若しくは貸し付け、又はその損害を受けた機械等と交換することが出来る。

2 前項の規定により交換をする場合における固有の機械等の価額は、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した額とする。

3 前二項の規定により交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

4 被害中小企業者が第一項の規定により固有の機械等の譲渡を受け、又は交換をした場合において、その納付すべき売払代金又は交換差金については、十年以内の延納の特約をすることが出来る。この場合においては、確実な担保を徴するものとする。

5 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法第一条第四項」と読み替へるものとする。

（交換差金の延納期限の延長）
第二条 被害中小企業者の所有する機械等が、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号。以下「法」という。）第九条の規定により交換をされ、且つ、水害により損害を受けたものである場合において、法第十一条の規定によりその交換差金につき延納の特約がなされているときは、同条の規定にかかわらず、当該特約による延納の期限を更に三年以内延長する。（国有の機械等の引渡前の損害の

場合）
第三条 中小企業者で、水害により、その事業所又は機械等につき被害を受けたものがした法第九条の規定による交換の契約の後、その引渡前に、その交換に係る固有の機械等が損害を受けた場合において、他の同種の固有の機械等があるときは、当該固有の機械等に代えてこれを交換することが出来る。この場合において、交換差金の全部又は一部が納付されているときは、当該契約に係る機械等の価額にその納付した交換差金を加算した額をもつて、当該契約における機械等の価額とする。

2 前項の場合において、水害により、当該契約に係る機械等が損害を受けた場合においては、当該契約における固有の機械等の価額については、第一条第二項の規定を準用する。この場合において、交換差金を生ずるときは、当該交換差金については、同条第四項及び第五項の規定を準用する。（実施手続等）

第四条 前三条に規定するものの外、この法律の実施その他の手続については必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十九年十二月三十一日限りその効力を失う。但し、同日以前にした、この法律の規定による固有の機械等の譲渡若しくは貸付、固有の機械等と機械等との交換又は当該売払代金若

しくは交換差金の延納に関する定めについては、同日後もなおその効力を有する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月における大水害を被つた政令で指定する地域内にある地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により開催する自転車競走については、そのうちの一回を限り、当該競争に係る同法第十條第三項に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

（目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けた小企業者に対するその復旧資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、その復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律において「復旧事業資金」とは、一般の金融機関が被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金として、被害小企業者一人につき総額二十万円の範囲内で六月以上三年以内の償還期限及び当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率から、次条の規定によつて算出された利率だけ引き下げた利率で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

（国庫補助）
第三条 政府は、県に対し、予算の範囲内で、県が金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分の利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の二分の一を補助する。

（補助金の打切又は返還）
第四条 政府は、県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、当該県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

（政令への委任）
第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

（この法律の目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置を講ずることにより、公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定に寄与することを目的とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例）
第二条 前条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（以下「負担法」という。）を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一 負担法第三条の規定により地方公共団体に對し國が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する國の負担率は、同法第四條第一項の規定にかかわらず、前條に規定する災害につき、同法第七條の規定により決定された災害復旧事業費の総額を、それぞれ、左に掲げる額に区分して、逐次に、それぞれ、左に掲げる率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に對する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

イ 当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入の二分の一に相當する額までの額については、十分の八

ロ 当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相當する額については、十分の九

ハ 当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入をこえる額に相當する額については、十分の十

二 前号の規定により國がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雜費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。この場合において、工事費には、主務大臣が必要と認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要

した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

2 前項に規定する災害に關し、負担法第三條各号に掲げる施設について國が施行する災害復旧事業費で、同條に規定する地方公共団体がその費用の一部を負担するものについて、当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五條及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項第一号の規定により國が負担すべき割合を除いた割合とする。

（水防法の特例）
第三条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）に規定する水防管理団体が、水防のため要した費用のうち資材に関するものについては、同法第三十二條の規定にかかわらず、國が、その費用の全額を負担する。

（道路の修繕に對する補助）
第四条 國は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、道路法の修繕を必要とする場合において、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六條に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二十八條に規定するものをいう。）の二分の一を、道路法の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第一条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法の修繕に関する

した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

2 前項に規定する災害に關し、負担法第三條各号に掲げる施設について國が施行する災害復旧事業費で、同條に規定する地方公共団体がその費用の一部を負担するものについて、当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五條及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項第一号の規定により國が負担すべき割合を除いた割合とする。

（水防法の特例）
第三条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）に規定する水防管理団体が、水防のため要した費用のうち資材に関するものについては、同法第三十二條の規定にかかわらず、國が、その費用の全額を負担する。

（道路の修繕に對する補助）
第四条 國は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、道路法の修繕を必要とする場合において、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六條に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二十八條に規定するものをいう。）の二分の一を、道路法の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第一条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法の修繕に関する

した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第二条に規定するものをいう。）の二分の一を、昭和二十八年度に限り、それぞれ補助する。
（地すべり等の防止施設に対する補助）

第五条 地方公共団体又はその機関が政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害により著しい災害を生ずるおそれのある地すべり、山崩れ又は土砂の崩壊を防止するために必要な事業を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の三分の二を補助する。
（土木機械の無償貸付等）

第六条 国は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものの復旧の促進を図るため、当該災害復旧事業を行う地方公共団体に対し、国の所有に属する土木機械を無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。この場合には、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条の規定を準用する。

（公営住宅法の特例）
第七条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一 事業主体は、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者（低額所得者以外の者を含む。）に貸貸するた

め、第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、国は、その費用の四分の三を補助する。但し、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

二 前号の補助は、昭和二十八年年度においては滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数、昭和二十九年年度においては滅失した住宅の戸数の二割に相当する戸数についてするものとする。

（住宅金融公庫法の特例）
第八条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したもので、前号の補助を受けるに當り、この法律施行の日から二年以内に新たに住宅を建設しようとするものが、住宅金融公庫から貸付を受けた場合においては、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する当該貸付金の償還期間を三年間延長するものとし、貸付の日から三年間は、据置期間とする。

（政令への委任）
第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

（補助）
第一条 政府は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域において生じた大水害によつて損害を受けた地方鉄道業、軌道業又は自動車運送事業を営む者が、その受けた損害を復旧するための資金を得ることが著しく困難なとき当該事業の全部又は一部を休止し、又は廃止すべき事態に立ち至つた場合に、その休止又は廃止が当該地域における民生の安定及び産業の復興に著しい障害を与えたと認めるときは、当該事業の復旧のために要する資金の五分の一に相当する金額を補助することができる。

2 前項において「地方鉄道業」とは、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項に規定する地方鉄道により旅客又は物品を運送する業をいい、「軌道業」とは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道により旅客又は物品を運送する業をいい、「自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第二項第一号及び第四号に規定する事業をいう。

（補助金の申請）

第二条 前条第一項の補助を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に申請しなければならない。

（補助金の使途の制限）
第三条 第一条の規定により補助を受けた者は、当該補助金を定められた使途以外に使用してはならない。

（補助金の返還）
第四条 運輸大臣は、第一条の規定により補助を受けた者が前条の規定に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を運輸省令で定める利息を附して返還すべきことを命ずることができる。

（融資のあっ旋）
第五条 政府は、第一条に規定する事業を営む者が同条の大水害による損害の復旧のために必要とする資金について、その融通のあつ旋に努めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

（並に同年第三項第二号に規定する事業（郵便物運送事業）にも適用する。）